

久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例を
ここに公布する。

令和8年7月9日

久喜市長 貴志 信智

久喜市条例第20号

久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条
例

別紙のとおり

久喜市PTA連合会の解散に伴う関係条例の整理に関する条例

(久喜市学校給食審議会条例の一部改正)

第1条 久喜市学校給食審議会条例(平成22年久喜市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「PTAの代表」を「児童生徒の保護者」に改める。

(久喜市教育振興基本計画策定委員会条例の一部改正)

第2条 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例(平成24年久喜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「PTAの代表」を「児童生徒の保護者」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号を次のように改める。

(6) 小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒の保護者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市学校給食審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の久喜市学校給食審議会条例第2条第2項の規定により委嘱されている久喜市学校給食審議会委員(以下この項において「旧委員」という。)は、第1条の規定による改正後の久喜市学校給食審議会条例(以下この項において「新条例」という。)第2条第2項の規定により委嘱された久喜市学校給食審議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例第4条第2項の規定により委嘱されている久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員(以下この項において「旧委員」という。)は、第3条の規定による改正後の久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第4条第2項の規定により委嘱された久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。